

「木曾式伐木運材法」その名称の始まりについて

資料館スタッフ 中畑孝史

1. はじめに

木曾式伐木運材法は、木曾式伐木運材図絵や三つ紐伐り（台切り・三つぎり）で一般にも知られるようになった。明治から大正初期の史料に、その名称が記述されていないことに疑問を感じ、戦前の「木曾式伐木運材法」の名称を比較した。

2. 「木曾式伐木運材法」名称の変遷

木曾式伐木運材法の記述がある文献として良く知られているのが、帝室林野局が編纂し、昭和11年(1936)に発行した『帝室林野局五十年史』である。木曾式伐木運材法は、木曾飛騨地方において古来より伝承された特殊な木材の運搬及び伐木方法であり、その記録を後世に残すため多くの頁を使って解説したと推測する。しかし、その解説は簡略化された文章が主体で、その仕組みや構造等の図解は無く、その実態を理解するには分かりにくいのが難点である。

その8年前の昭和3年(1928)に帝室林野局が、本章と附図の2冊組となった冊子『木曾式伐木運材法』を発行している。木曾式伐木運材法を後世に伝えるために、正確かつ詳細に編纂され、冊子の題名の通り、この時には「木曾式伐木運材法」の名称が定まっていた。『木曾式伐木運材法』の本章と附図は、木曾山林資料館で所蔵しており閲覧することができる。

だが、その12年前に帝室林野局が大正5年(1916)に発行した冊子『木曾御料林之造材運材』のことは、余り知られていないと思うが、この中では「木曾式方法」「木曾式運材」と呼ばれ「木曾式伐木運材法」の名称は見当たらない。なお、『木曾御料林之造材運材』は、『長野県史近代史料編第五卷（四）林業・水産業・鉱工業』のP522～P558に収録されている。

大正4年(1915)以前の記述は、式の字が使われていない「木曾伐木運材」「木曾流の伐木運材」、伐木を含まない「木曾式運材法」、地名を強調した「木曾に於ける伐木運材法」「木曾川飛騨川運材方法」と様々な名称が付けられていた。また、これらの名称そのものが使われていなかった文献もある。

確認した大正5年(1916)以前には、「木曾式伐木運材法」の名称は見つからず、個人や時代毎にその呼び方が違い、定まった名称が無かったと考える（表1）。

そこで、『木曾御料林之造材運材』の大正5年(1916)から『木曾式伐木運材法』の昭和3年(1928)の12年間に着目し、大正時代後半の木曾山林学校の会報『岐蘇林友』に「木曾式伐木運材法・木曾式運材法・木曾式伐木法」の記述の有る記事を見つけ出した（写真1）。その記事は、長谷川毅（14回、大正6年卒）の「小川事業区に於ける伐木運材事業概況」の寄稿文で、木曾山林学校の会報『岐蘇林友第150～155号』（大正11年（1922）4～9月発行）に連載された。

「小川事業区に於ける伐木運材事業概況」は、長谷川が帝室林野管理局木曾支局上松出張所小川伐木事業所の係員に従事した大正7年(1918)から大正10年(1921)の4年間における記録であり、この頃には「木曾式伐木運材法」の名称が定着したと考える。

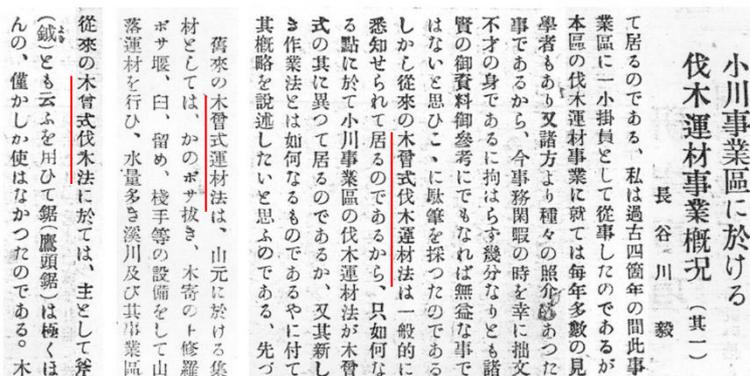


写真1 「小川事業区に於ける伐木運材事業概況」より抜粋

小川伐木事業所では、大正4年(1915)度に従来の斧による造材方法を廃して、伐木・玉切を鋸に変更した。このことから、鋸による造材方法と区別するために、斧による造材方法を「木曾式伐木法」と名付け、従来からの「木曾式運材法」と組み合わせた「木曾式伐木運材法」の名称が生まれたと推測する。

表1 「木曾式伐木運材法」の名称一覧

発行年	木曾式伐木運材法の名称	書籍名 題名	筆者等
明治29年 (1896)	木曾伐木運材	大日本山林会報第161号～第171号 木曾伐木運材聞書	農科大学々生吉田義季
明治36年 (1903)	木曾流の伐木運材	大日本山林会報第244号 木曾流の伐木運材に就て	磯山廣居(口述)
明治41年 (1908)	木曾流運材法	日本伐木製材及運搬法 木曾流運材法一斑	漆山雅喜
明治43年 (1910)	木曾式運材法	大日本山林会報第334～第337号 木曾式運材法さで及しゅら	不明 伐木の記述無し
大正4年 (1915)	木曾に於ける伐木運材法	木曾山 伐木運材制度	徳川義親
大正4年 (1915)	木曾川飛騨川運材方法	西筑摩郡誌 木曾川運材、林業	西筑摩郡役所 伐木の記述無し
大正5年 (1916)	木曾式方法 木曾式運材	木曾御料林之造材運材 各伐木所に於ける伐木、造材及び運材 の方法	帝室林野管理局 伐木から小谷狩まで
大正11年 (1922)	木曾式伐木運材法 木曾式運材法 木曾式伐木法	岐蘇林友第150号・第151号 小川事業区に於ける伐木運材事業概況	長谷川毅(14回卒業)
昭和3年 (1928)	木曾式伐木運材法	木曾式伐木運材法	帝室林野局
昭和14年 (1939)	木曾式伐木運材法	帝室林野局五十年史 木曾式伐木運材法、官行伐木	帝室林野局

3. おわりに

「木曾式伐木運材法」の名称は、帝室林野局において大正6年(1917)頃から大正10年(1921)の間に、定着したと考える。また、木曾山林学校卒業生の長谷川が記述した「小川事業区に於ける伐木運材事業概況」が、現在のところ「木曾式伐木運材法」の名称が使用された最も古い記録だと思っている。